

非農地証明事務処理要領

平成17年4月10日

四万十市農業委員会

四万十市農業委員会は、現況が非農地である土地について、その土地の所有者などの願出により、非農地証明を行う場合は、次により処理するものとする。

- 1 非農地証明の対象とするものは、原則として次のとおりとする。
 - ア. 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地
 - イ. 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地
 - ウ. 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適・耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地
 - エ. 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に15年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地
 - オ. 農地法施行規則第5条第1項に該当する農業用施設等に転用された土地
 - カ. その他農地転用許可を要しない事案等で、転用行為が完了している土地
- 2 非農地証明を受けようとする者は、非農地証明願（別添様式）を農業委員会に提出するものとする。非農地証明願には、次に掲げる書類を添付させる。
 - ア. 当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - イ. 附近見取図
 - ウ. 公図の写し（隣接地については地番、地目、所有者名を表示すること）
 - エ. その他必要に応じて、農地でなくなった事由を証明する資料及び現況写真等、農業委員会が必要と認める書類
- 3 農業委員会は、非農地証明願の提出があったときは、記載事項等につき審査を行うとともに、原則として農業委員2人以上と農業委員会事務局職員により現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認し、その調査結果を総会に報告のうえ、証明の可否を決定するものとする。